

## ◇ハラスメント・迷惑行為等への対応について◇

当園では、ハラスメント・迷惑行為等が発生した場合、当園に携わる全ての人の人権及び当園の職場環境を守るために、園全体での適正な組織的対応をすることとしています。

下記のようなハラスメント・迷惑行為等があった場合は、その事案に適正かつ迅速に対応をするため、当園内のみならず外部関係機関（社会保険労務士、第三者委員、警察等）との連携を強化しつつ当該行為の防止を図ります。その上で、実際ハラスメント・迷惑行為等が発生した場合には、外部関係機関からの協力を仰ぎながら、当該事案に厳正に対応します。

以下、関係法令等を参照しつつ、代表的な事例を列挙します。

### ○ハラスメント・迷惑行為等の事例

- ・当園が現実的に提供できない保育の提供を過度に強く要求する行為
- ・人格を否定するような言動及び威圧的、侮辱的な言動を繰り返す行為
- ・事実ではない事柄や、事実かどうか不明な内容を安易に口コミやSNSなどで拡散し、園の社会的信用、評価を失墜する行為
- ・その他、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント、カスタマー哈ラスメント等一般的なハラスメントに該当する行為

### 【参考】厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

保護者の皆様と当園の関係だけでなく、保護者の皆さま同士も含め、当園の運営に関連して上記のような行為の無いようにご留意ください。

子ども、保護者、職員、そして地域社会の皆さま、保育園に携わる全ての人が安心して生活することができますよう、皆様のご理解とご協力を宜しくお願いします。

尚、当園におけるハラスメント・迷惑行為等に関する相談につきましては、当園内相談・苦情解決窓口までご連絡ください。